

令和2年第2回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|---------------|----------------|--------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年6月16日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 6月16日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 6月16日 午前11時00分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 島 袋 誠 | 8 | 與 那 勝 治 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 與 儀 常 次 |
| | 4 | 座間味 薫 | 11 | 嘉 陽 崇 |
| | 5 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 1 | 島 袋 誠 | 2 | 上 原 祐 希 |
| 職務のため議場 に出席したもの | 事務局 長 | 我那覇 尚 一 | 書 記 | 大 木 明 美 |
| | 局長補佐 兼議事係長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 喜屋武 治 樹 | 経 済 課 長 | 久 田 哲 史 |
| | 副 村 長 | 謝 花 良 竹 | 住 民 課 長 | 仲 村 美 奈 子 |
| | 教 育 長 | 玉 城 奎 | 福祉保健課長 | 宮 里 晃 |
| | 総 務 課 長 | 我那覇 隆 文 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 久 田 友 也 |
| | 企画財政課長 | 田 港 朝 津 | 会 計 管 理 者 | 金 城 寛 樹 |
| | 学校教育課長 | 桃 原 秀 樹 | | |
| | 社会教育課長 | 嘉 陽 健 | | |
| | 建設課長兼 水道課長 | 嶺 井 雄 二 | | |

令和2年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

令和2年6月16日（火曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|--|----------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長の行政報告 | |
| 5 | 議案第23号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例について | 説 明 |
| 6 | 議案第24号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例について | 説 明 |
| 7 | 議案第25号 | 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 8 | 議案第26号 | 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ いて | 説 明 |
| 9 | 議案第27号 | 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 10 | 議案第28号 | 工事請負契約について | 説明・質疑 討論・採決 |
| 11 | 議案第29号 | 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について | 説 明 |
| 12 | 報告第4号 | 令和元年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について | 報 告 |
| 13 | 報告第5号 | 令和元年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について | 報 告 |
| 14 | 同意案第1号 | 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について | 説 明 |
| 15 | 同意案第2号 | 今帰仁村教育委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 16 | 同意案第3号 | 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないこと について | 説 明 |
| 17 | 同意案第4号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 18 | 同意案第5号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 19 | 同意案第6号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 20 | 同意案第7号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 21 | 同意案第8号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|---------|---------------------|-----|
| 22 | 同意案第9号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 23 | 同意案第10号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |
| 24 | 同意案第11号 | 今帰仁村農業委員会の委員の任命について | 説 明 |

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第2回今帰仁村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 島袋 誠議員及び2番 上原 祐希議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月24日までの9日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

3月 3日 沖縄県市町村総合事務組合議会定例会が開催されました。

13~18日 予算審査特別委員会を行いました。

26日 運天港活用推進協議会が開催されました。

4月 1日 令和2年度辞令交付式が行われました。

〃 認定こども園みらい・子育て支援センターきらきらの開園式が行われました。

6日 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る対応についての会議を開催しました。

20日 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための村民へのお願いについての会議が開催されました。

28日 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急会議を開催しました。

5月 1日 GW期間中における村内の新型コロナウイルス感染症拡大防止パトロールへの参加についての会議を開催しました。

12日 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての会議を開催しました。

15日 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る議会としての意見とりまとめ等についての会議を開催しました。

20日 村育英会役員会が開催されました。

5月 26日 新庁舎建設基本設計における議会フロアの設置等について（意見照会）が開催されました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 皆さん、おはようございます。村長の行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

3月 4日 第5回今帰仁村子ども・子育て会議を開催しました。

5日 農村集落基盤再編・整備事業（今帰仁西地区）推進協議会を開催しました。

6日 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

〃 第11回今帰仁村庁舎建設委員会を開催しました。

10日 羽地大川土地改良区理事会が開催されました。

16日 第10回今帰仁まつり第2回実行委員会を開催しました。

〃 今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会実行委員会を開催しました。

25日 J A 移動購入車「あじまあ号」6号車贈呈式・出発式が開催されました。

26日 村人口ビジョン・総合戦略策定委員会を開催しました。

〃 運天港活用推進協議会を開催しました。

27日 今帰仁村キャッシュレス推進連携協定の追加締結をしました。

30日 沖縄県納税表彰式が行われ、今帰仁村が表彰されました。

31日 退職者辞令交付式を行いました。

4月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

〃 令和2年度辞令交付式を行いました。

〃 認定こども園みらい・子育て支援センターきらきらの開園式を行いました。

3日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

8日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

15日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

20日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

〃 新型コロナウイルスに係る緊急意見交換会が開催されました。

28日 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急会議を開催しました。

30日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

5月 1日 新規採用職員辞令交付式を行いました。

11日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

12日 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての会議を開催しました。

13日 マンゴー産地協議会役員会を開催しました。

- 5月 15日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 20日 村育英会役員会を開催しました。
- 27日 沖縄北部森林組合理事会が開催されました。

日程第5. 議案第23号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 皆さん、おはようございます。

議案第23号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年6月16日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

新型コロナウイルスの感染症拡大が、地域経済や村民生活、本村財政等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策費に充てることを目的として、村長、副村長及び教育長の給料について、令和2年7月1日から同年8月22日までの間、減額措置を行うためこの議案を提出します。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>6 <u>令和2年7月1日から令和2年8月22日までの間、村長、副村長及び教育長の給料月額については、第3条に定める別表第1の規定にかかわらず、同条別表第1の規定により支給されることとなる額から、村長はその額の100分の30に相当する額、副村長及び教育長はその額の100分の15に相当する額をそれぞれ減じた額とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> |

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第6．議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第24号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年6月16日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、この議案を提出します。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（今帰仁村職員定数条例の一部改正）

第1条 今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定に基づき、議会、村長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（<u>臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）</u>）又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定に基づき、議会、村長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（臨時 _____又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

（今帰仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 今帰仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|--|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年12月末までに、村長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常</u></p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年12月末までに、村長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> | <p>勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除外する。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

（今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第3条 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条_____に規定する条件付採用となっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用となっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> | |

3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和47年条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6ヶ月以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>今帰仁村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年今帰仁村条例第21号)第20条第1項から第2項までに規定する報酬の額</u>)の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものと</p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6ヶ月以下の期間、給料の月額_____の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものと</p> |

| | |
|---|-----|
| する。 | する。 |
| 備考 | |
| 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 | |
| 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 | |
| 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

（今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|--|
| （ <u>会計年度任用職員</u> の勤務時間、休暇等） 第17条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u> | （ <u>非常勤職員</u> の勤務時間、休暇等） 第17条 <u>非常勤職員の勤務時間、休暇等については、任命権者が別に定める。</u> |
| 備考 | |
| 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 | |
| 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 | |
| 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

（今帰仁村職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|---|
| （ <u>育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給</u> ） 第6条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年今帰仁村条例第13号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u> ）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間 | （ <u>育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給</u> ） 第6条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年今帰仁村条例第13号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間 |

(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)
がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 (略)

(育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第8条～第20条 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、今帰仁村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年今帰仁村条例第21号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第7条及び第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)
がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 (略)

(育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第8条～第20条 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員_____が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

備考

1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下

線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|--|--|
| （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条の2第5項</u> の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 | （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条の2第4項</u> の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。 |
| 備考 | |
| 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 | |
| 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 | |
| 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

（今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|---|
| <u>（会計年度任用職員の給与）</u> 第21条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</u> | <u>（非常勤職員の給与）</u> 第21条 <u>常時勤務を要しない職員については、任命権者は常勤の職員の給与との権衡を考慮し予算の範囲内で規則で定めるところにより給与を支給するものとする。</u> |
| 備考 | |
| 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 | |
| 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 | |
| 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和60年条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>(会計年度任用現業職員の給与)</u></p> <p>第15条 地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される現業職員（次項において「<u>会計年度任用現業職員</u>」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される現業職員 報酬及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される現業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当</p> <p>2 会計年度任用現業職員の給与の基準については、<u>今帰仁村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年今帰仁村条例第21号）の規定を準用する。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第15条 常勤を要しない者については、任命権者は、<u>現業職員の給与と権衡を考慮して給与を支給する。</u></p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

(村が業務遂行のため依頼する職員以外の者に対し支給する旅費に関する条例の一部改正)

第11条 村が業務遂行のため依頼する職員以外の者に対し支給する旅費に関する条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 職員以外の者 村が業務遂行のため依頼した者で、国又はその他地方公共団体の職員_____及びその他村長が特に必要</p> | <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 職員以外の者 村が業務遂行のため依頼した者で、国又はその他地方公共団体の職員、<u>臨時職員</u>及びその他村長が特に必要</p> |

| | |
|--|---|
| <p>と認めたものをいう。</p> <p>(2) 出張 職員以外の者が村の業務遂行のため旅行することをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 _____その他村長が特に認めた者の旅費については、職員の旅費に関する条例の規定に準ずる。</p> | <p>と認めたものをいう。</p> <p>(2) 出張 職員以外の者が村の業務遂行のため旅行することをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>臨時職員及び</u>その他村長が特に認めた者の旅費については、職員の旅費に関する条例の規定に準ずる。</p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p> | |

(今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|---|
| <p><u>(会計年度任用水道事業職員の給与)</u></p> <p>第17条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される水道事業職員（次項において「会計年度任用水道事業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される水道事業職員 報酬及び期末手当</u></p> <p><u>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される水道事業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当</u></p> <p>2 <u>会計年度任用水道事業職員の給与の基準については、今帰仁村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年今帰仁村条例第21号）の規定を準用する。</u></p> | <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第17条 <u>水道事業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> |
| <p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に</p> | |

改める。

- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 おはようございます。議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について補足説明いたします。

提案理由にもありましており、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を整備するため、地方自治法及び地方公務員法が改正され、4月1日より会計年度任用職員制度がスタートしております。村の条例におきましても関係条例について改正を行う必要がございます。関連する12の条例について改正部分が出ておりますので、一つの条例にまとめて一部改正を行うものでございます。

まず第1条 今帰仁村職員定数条例の一部改正についてでございますけれども、要旨といたしましては臨時の職員を臨時的任用職員に限定する旨の改正でございます。

第2条 今帰仁村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について。これにつきまして、フルタイム会計年度任用職員について。人事行政の運営等の状況の公表の対象となる旨の改正でございます。

第3条 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正。これにつきましては、地方公務員法第22条第2項から第7項までが第22条の3として規定され、第22条が1項のみの規定となるため、改正が必要となっております。

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。これにつきましては、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りであるため、求職の期間を任期の範囲内とすることの改正でございます。

第5条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。パートタイム会計年度任用職員については、給料ではなく報酬という形で支給されますので、報酬を減ずることができる旨の改正となっております。

第6条 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について。任命権者に委任し、別に定める旨の改正でございます。

第7条 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。育児休業している会計年度任用職員の期末手当、勤務復帰後における号給の調整。部分休業している場合の給与の取扱いを整備するものでございます。

続きまして、第8条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。地方公務員法第203条の2第4項が新設されたことに伴う項の移動による改正でございます。

第9条 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部改正。会計年度任用職員の給与について。常勤の職員の給与との均衡、その職務の特殊性を考慮して別に定める旨の改正でございます。

第10条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。会計年度任用職員として任用される現業職員の給与の種類及び基準を定める旨の改正でございます。

第11条 村が業務遂行のため依頼する職員以外の者に対し支給する旅費に関する条例の一部改正でございます。一般職の職員の規定が適用される臨時職員、臨時的任用職員を削るための改正となっております。

最後に第12条 今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。会計年度任用職員として任用される水道事業職員の給与の種類及び基準を定める旨の改正となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 議案第25号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第25号

今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年6月16日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

今帰仁村子ども医療費助成対象者の対象のこどもに係る医療費の助成範囲を拡充するため、この議案を提出します。

今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

今帰仁村子ども医療費助成条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|--|--|
| (助成金) 第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象のこどもに係る医療費 _____ _____につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額（高額療 | (助成金) 第4条 村長は、前条に定める助成対象者の対象のこどもに係る医療費（後期こどもにあっては、入院に係る医療費と通院については歯科診療に係る医療費に限る。）につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額（高額療 |

養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、受給資格者の申請に基づき受給資格者に助成金を支給することにより行うものとする。

2 前項の申請は、対象のこどもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、村長が、特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、前期こどもが診療を受けたときは、当該診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金に相当する額を支払うことにより助成するものとする。

4 前項に規定する請求は、前期こどもが医療を受けた日の属する月の翌々月の初日から起算して、3年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

5 保険医療機関等が第3項の方法に対応できない場合及び後期こどもに係る医療費については、第1項の規定により助成するものとする。

養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、受給資格者の申請に基づき受給資格者に助成金を支給することにより行うものとする。

2 前項の申請は、対象のこどもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、村長が、特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、前期こどもが診療を受けたときは、当該診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金に相当する額を支払うことにより助成するものとする。

4 前項に規定する請求は、前期こどもが医療を受けた日の属する月の翌々月の初日から起算して、3年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

5 保険医療機関等が第3項の方法に対応できない場合には、第1項の規定により助成するものとする。

備考

1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の今帰仁村こども医療費助成条例第4条及び第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第 8. 議案第 26 号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第 26 号

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和 2 年 6 月 16 日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染する等した被保険者の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を定めるにあたり、この議案を提出します。

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|--|---|
| （本村において行う事務） 第 2 条 （1）～（7） 略 <u>（8） 沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第 32 号）附則第 5 条、第 6 条、第 7 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9） 前各号に掲げる事務に付随する事務</u> | （本村において行う事務） 第 2 条 （1）～（7） 略 <u>（8） 前各号に掲げる事務に付随する事務</u> |
| 備考 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第9. 議案第27号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

議案第27号

今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年6月16日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の改正（5年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う）に伴い、本村水道事業給水条例の改正が必要なため、この議案を提出します。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例

今帰仁村水道事業給水条例（平成28年条例第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正後（案） | 現 行 |
|---|--|
| (手数料) 第31条 手数料は、次の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 略 (2) 第6条第1項の <u>指定及び指定の更新</u> をするとき 1件につき8,000円 | (手数料) 第31条 手数料は、次の区別により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 略 (2) 第6条第1項の <u>指定</u> をするとき 1件につき8,000円 |

| | |
|---|-------|
| (3) 略 | (3) 略 |
| (4) 略 | (4) 略 |
| (5) 略 | (5) 略 |
| (6) 略 | (6) 略 |
| 備考 | |
| 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。 | |
| 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 | |
| 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 議案第28号 工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第28号

工事請負契約について

令和2年度今泊港川改修工事（8工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1 契約の目的 令和2年度今泊港川改修工事（8工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 73,150,000円
- 4 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5
株式会社 金良建設
代表取締役 金良 敏夫

令和2年6月16日提出
今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

令和2年度今泊港川改修工事（8工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

なお、工事請負契約書及び計画平面図を添付しておりますので、お目通しください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第28号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第29号 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第29号

令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,117万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月16日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|-----------|---------|-----------|
| 15 国庫支出金 | | 1,639,194 | 178,564 | 1,817,758 |
| | 2 国庫補助金 | 1,214,929 | 178,564 | 1,393,493 |
| 16 県支出金 | | 804,327 | 92,385 | 896,712 |
| | 2 県補助金 | 518,543 | 92,318 | 610,861 |
| | 3 県委託金 | 41,260 | 67 | 41,327 |
| 17 財産収入 | | 22,856 | 166 | 23,022 |
| | 1 財産運用収入 | 22,854 | 166 | 23,020 |
| 18 寄附金 | | 1 | 14,660 | 14,661 |
| | 1 寄附金 | 1 | 14,660 | 14,661 |
| 19 繰入金 | | 273,496 | 129,426 | 402,922 |
| | 1 繰入金 | 273,496 | 129,426 | 402,922 |
| 21 諸収入 | | 207,680 | 2,500 | 210,180 |
| | 4 雑入 | 152,693 | 2,500 | 155,193 |
| 22 村債 | | 214,400 | 7,500 | 221,900 |
| | 1 村債 | 214,400 | 7,500 | 221,900 |
| 歳入合計 | | 6,105,972 | 425,201 | 6,531,173 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 | | 71,089 | △338 | 70,751 |
| | 1 議会費 | 71,089 | △338 | 70,751 |
| 2 総務費 | | 745,917 | 54,716 | 800,633 |
| | 1 総務管理費 | 594,995 | 52,226 | 647,221 |
| | 2 徴税費 | 90,386 | 2,089 | 92,475 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 35,279 | 314 | 35,593 |
| | 5 統計調査費 | 3,940 | 87 | 4,027 |
| 3 民生費 | | 2,805,710 | 90,642 | 2,896,352 |
| | 1 社会福祉費 | 2,014,368 | 86,369 | 2,100,737 |
| | 2 児童福祉費 | 791,342 | 4,273 | 795,615 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 4 衛生費 | | 397,290 | 5,460 | 402,750 |
| | 1 保健衛生費 | 168,577 | 5,460 | 174,037 |
| 6 農林水産業費 | | 342,960 | 114,407 | 457,367 |
| | 1 農業費 | 254,428 | 114,239 | 368,667 |
| | 2 林業費 | 8,431 | 118 | 8,549 |
| | 3 水産業費 | 80,101 | 50 | 80,151 |
| 7 商工費 | | 250,306 | 25,479 | 275,785 |
| | 1 商工費 | 250,306 | 25,479 | 275,785 |
| 8 土木費 | | 347,669 | 32,415 | 380,084 |
| | 2 道路橋梁費 | 180,398 | 32,415 | 212,813 |
| 10 教育費 | | 572,566 | 102,420 | 674,986 |
| | 1 教育総務費 | 110,729 | 16,588 | 127,317 |
| | 2 小学校費 | 87,094 | 52,958 | 140,052 |
| | 3 中学校費 | 43,067 | 24,545 | 67,612 |
| | 5 社会教育費 | 194,156 | 7,250 | 201,406 |
| | 6 保健体育費 | 137,470 | 1,079 | 138,549 |
| 歳出合計 | | 6,105,972 | 425,201 | 6,531,173 |

第2表 地 方 債 補 正

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-------------------------------------|--------------|---------|--|---|--------------|---------|--|---|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 農村集落基盤再編・整備事業 西地区 | 千円 11,300 | 証 書 借 入 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。 | 千円 11,300 | 証 書 借 入 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。 |
| 漁村地域整備交付金事業 | 9,400 | 〃 | | | 9,400 | 〃 | | |
| 水産環境整備事業 | 300 | 〃 | | | 300 | 〃 | | |
| 村道越地与比地小浜原線改良事業 | 4,400 | 〃 | | | 4,400 | 〃 | | |
| 村道古宇利一周線道路改築事業 | 18,100 | 〃 | | | 18,100 | 〃 | | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 52,400 | 〃 | | | 52,400 | 〃 | | |
| 湧川第2団地新築事業 | 8,100 | 〃 | | | 8,100 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 70,000 | 〃 | | | 70,000 | 〃 | | |
| 総合活用整備事業(災害) | 4,000 | 〃 | | | 4,000 | 〃 | | |
| 本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備) | 12,000 | 〃 | | | 12,000 | 〃 | | |
| ゴミ運搬車導入事業 | 13,100 | 〃 | | | 13,100 | 〃 | | |
| 庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業) | 9,000 | 〃 | | | 8,500 | 〃 | | |
| 庁舎建設事業(一般単独事業) | 2,300 | 〃 | | | 2,300 | 〃 | | |
| 今帰仁村小中学校情報通信 ネットワーク環境施設整備事業 | 0 | 〃 | | | 8,000 | 〃 | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | 214,400 | | | 221,900 | | | | |

以上です。なお、総括につきましては、担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第29号 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について、歳入歳出とも節におきまして、300万円以上の増減について説明いたします。

まず歳入のほうから8ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億862万円につきましては、1節の総務費補助金の特定定額給付金給付事務費で450万4,000円、それと7節沖縄観光防災力強化支援事業、沖縄観光防災力強化支援事業の1,859万円の計上と、それと8節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の8,428万6,000円の計上が主なものであります。同じページ、5目土木費国庫補助金、補正額2,442万5,000円は、7節の社会資本整備総合交付金の道路施設老朽化対策点検調査で922万5,000円の計上と、9節道路メンテナンス事業補助で橋梁等長寿命化点検調査の1,520万円によるものでございます。同じページ、6目教育費国庫補助金、補正額4,285万5,000円は1節学校費補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業で893万4,000円の計上と公立学校情報機器整備事業で2,725万円の計上。それと次のページにあります下の3節社会教育費補助金の社会教育費補助金、「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業の648万円の計上が主なものであります。

続いて10ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額9,120万円は1節農業費補助金の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業9,120万円によるものでございます。

続いて13ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,466万円は、1節寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金1,466万円の計上によるものでございます。

続いて14ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額1億2,942万6,000円は、1節繰入金のふるさと基金からの4,964万8,000円の計上と、財政調整基金から6,214万3,000円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金から1,270万円、今帰仁村公共施設等総合管理基金から493万5,000円の計上によるものでございます。

続いて16ページをお願いします。22款村債、1項村債、5目教育債、補正額800万円です。1節小学校債の今帰仁村小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業470万円と2節中学校債の今帰仁村中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業330万円によるものでございます。

続いて歳出に移ります。18ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,231万4,000円は、10節需用費の今帰仁村新型コロナウイルス感染拡大防止事業550万円の計上と17節備品購入費の今帰仁村新型コロナウイルス感染拡大防止事業400万円の計上が主なものであります。

次の19ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1,528万2,000円は、24節積立金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金1,466万円が主なものでございます。続いて、下の8目防災対策費、補正額2,133万円は10節需用費、沖縄観光防災力強化支援事業415万6,920円と17節備品購入費の沖縄観光防災力強化支援事業1,650万円が主なものでございます。

24ページお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額8,622万1,000円につきましては、1節の報酬の報酬（感染症村民活動対策支援室）の349万7,000円の計上と、それから

26ページに移ります。12節委託料の感染症家計支援対策で450万円の計上。こちらのほうは27ページの上のほうになります。それと今帰仁村新型コロナ対策緊急支援事業1,090万円のもの、それと18節負担金、補助及び交付金の感染症家計支援対策の4,650万円が主なものでございます。

続いて31ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額1億1,321万9,000円は18節負担金、補助及び交付金の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業9,120万円の計上と今帰仁村農業者農業経営早期再建支援金事業2,115万円によるものが主なものでございます。

続いて34ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、2目観光振興費、補正額2,762万9,000円は18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村商工業者、漁業者資金借入支援金事業2,690万円が主なものでございます。

続いて35ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正額2,930万2,000円は、12節委託料、橋梁等長寿命化点検調査で1,905万円の計上と、それと道路施設老朽化対策点検調査で1,158万2,000円が主なものでございます。

続いて36ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,658万8,000円は、12節委託料、タブレットPC保守委託で小学校1,064万円、中学校562万円が主なものでございます。

続いて37ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額は5,295万8,000万円、14節工事請負費の今帰仁村新型コロナウイルス感染症に係る学習支援事業645万2,000円と公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,038万3,000円、それと17節備品購入費、今帰仁村新型コロナウイルス感染症に係る学習支援事業884万7,000円、公立学校情報機器整備事業2,211万6,000円が主なものであります。

次、38ページをお願いします。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額2,454万5,000円は、14節工事請負費、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業748万7,000円と17節備品購入費、今帰仁村新型コロナウイルス感染症に係る学習支援事業471万5,000円と公立学校情報機器整備事業1,164万円が主なものでございます。

続いて39ページ、10款教育費、5項社会教育費、6目グスク交流センター等費、補正額810万円、12節委託料、「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業800万円が主なものでございます。

以上が歳入歳出の節における300万円以上の増減の説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 日程第12. 報告第4号 令和元年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

報告第4号

令和元年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 6 月 16 日 提出
今帰仁村長 喜屋武 治樹

令和元年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-----------|----------|--------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 村債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 新庁舎建設事業 | 106,775,000 | 106,775,000 | | | 60,800,000 | | 45,975,000 |
| 6. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 災害に強い高機能型栽培施設の導入 推進事業 | 135,740,000 | 135,740,000 | | 98,720,000 | | 37,020,000 | |
| 6. 農林水産業費 | 3. 水産業費 | 漁村地域整備交付金事業 | 147,250,000 | 25,613,000 | | 21,771,000 | 3,400,000 | | 442,000 |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | 本部半島・伊江島エリア観光促進事 業 | 394,516,000 | 324,468,000 | | 259,563,000 | 64,800,000 | | 105,000 |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | 景観形成強化事業 | 55,200,000 | 37,153,000 | | 29,721,000 | 7,400,000 | | 32,000 |
| 8. 土木費 | 2. 道路橋梁費 | 村道古宇利一周線道路改築事業 | 13,300,000 | 13,300,000 | | 10,584,400 | 2,300,000 | | 416,000 |
| 8. 土木費 | 2. 道路橋梁費 | 村道呉我山仲山橋改良事業 | 42,990,000 | 26,143,000 | | 20,835,000 | 4,700,000 | | 608,000 |
| 8. 土木費 | 3. 河川費 | 今帰仁城跡周辺環境整備事業 | 130,168,000 | 58,968,000 | | 45,119,000 | 13,600,000 | | 249,000 |
| 10. 教育費 | 5. 社会教育費 | 「やんばるの歴史・文化」関連施設 整備事業 | 4,917,000 | 4,917,000 | | 3,933,000 | | | 984,000 |
| 合 計 | | | 1,030,856,000 | 733,077,000 | | 490,246,000 | 157,000,000 | 37,020,000 | 48,811,000 |

なお、詳細については担当のほうから説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 報告第4号 令和元年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

事業名と金額、翌年度繰越額に沿って説明いたします。

事業名が新庁舎建設事業、事業費としまして1億677万5,000円、繰越額が1億677万5,000円でございますが、こちらのほうは基本設計における条件整備の期間を要し、その後、事業認定手続きや用地取得の一連業務に関わる不測の日数を要したため繰越した理由でございます。

続いて災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業、事業費が1億3,574万円で、繰越額が1億3,574万円、同額でございますが、そちらのほうは鉄骨資材の全国的な需要拡大により資材調達に不測の日数を要したため繰越しております。

続いて漁村地域整備交付金事業、事業費が1億4,725万円で、繰越額が2,561万3,000円です。そちらのほうは既設護岸の改修工事の施工方法及び時期について漁業者との調整に不測の日数を要したため、繰越しております。

続いて本部半島・伊江島エリア観光促進事業、事業費が3億9,451万6,000円で、繰越額が3億2,446万8,000円です。こちらのほうは漁港区域を使用するにあたり漁業組合との調整やそれから財産処分手続に不測の日数を要したため、繰越しております。

続いて景観形成強化事業、事業費が5,520万円、繰越額が3,715万3,000円です。こちらのほうは個人所有地を工事資材置き場の予定として計画をしておりましたが、その使用ができなくなることにより工事施工計画に変更が生じ、附則の日数を要したため、繰越しております。

それと事業名、村道古宇利一周線道路改築事業、事業費1,330万円、繰越額同額です。こちらのほうは用地交渉に不測の日数を要したため、繰越しております。

事業名、村道呉我山仲山橋改良事業、事業費が4,299万円、繰越額が2,614万3,000円です。こちらのほうは工事区域内の工事用地として借用予定の地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しております。

事業名、今帰仁城跡周辺環境整備事業、事業費1億3,016万8,000円、繰越額5,896万8,000円は、河川改修工事に伴う電柱移転先の県道の占用調整に不測の日数を要したため、繰越しております。

次の事業名、「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業、事業費491万7,000円、繰越額は同額です。そちらのほうは北部広域事務組合との事業内容及びその事業調整と実施時期の検討に日数を要したため、繰越しております。

以上が繰越明許費に係る繰越事業の説明になります。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 報告第5号 令和元年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

報告第5号

令和元年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年6月16日提出
今帰仁村長 喜屋武 治樹

令和元年度 今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 行為額 | 左の内訳 | | 支出負担 行為予定額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 説明 |
|---------------|--------|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|----|------|----|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | 一般財源 | |
| | | | | | | | | | 国県支出金 | 村債 | | |
| 6. 農林水 産業費 | 1. 農業費 | 肉用牛生産振興 特別対策事業 | 円 25,833,000 | 円 17,500,000 | 円 8,333,000 | 円 8,333,000 | 円 8,333,000 | 円 8,333,000 | 円 | 円 | 円 | |

なお、詳細については担当課より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 報告第5号 令和元年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名 肉用牛生産振興特別対策事業の事業費としましては2,583万3,000円でございます。繰越額が833万3,000円でそちらの事故繰越しの理由としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、建設資材の調達に期間を要したため、事故繰越しとしております。

○ 座間味 薫 議長 日程第14. 同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について、日程第15. 同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第14. 同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について、日程第15. 同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

日程第14. 同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について、日程第15. 同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命については会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第14. 同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について、日程第15. 同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について、提案理由の説明を省略することは、可決されました。

日程第16. 同意案第3号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

同意案第3号

今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて

今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求めます。

令和2年6月16日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定により、この同意案を提出します。

提案理由の詳細については、担当課長から説明します。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 同意案第3号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて補足いたします。

農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第5項により農業委員の過半数は認定農業者で占めないといけないとありますけれども、認定農業者の数が委員の定数に8を乗じていた数を下回る場合において、委員の過半数を占めることができない場合は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により議会の同意が必要となるものでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第17. 同意案第4号から日程第24. 同意案第11号まで、今帰仁村農業委員会の委員の任命についてを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第17. 同意案第4号から日程第24. 同意案第11号まで、今帰仁村農業委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

日程第17. 同意案第4号から日程第24. 同意案第11号まで、今帰仁村農業委員会の委員の任命については会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第17. 同意案第4号から日程第24. 同意案第11号まで、今帰仁村農業委員会の委員の任命について、提案理由の説明を省略することは、可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

（散会時刻 午前11時00分）